

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金の特例措置の概要

今般の新型コロナウイルス感染症のより多くの会社で事業活動が急激に縮小しており、厚生労働省より雇用調整助成金に係る特例措置が講じられています。さらに同省より4月10日に**緊急対応期間（令和2年4月1日から同年6月30日まで）**の特例措置が公表されています。今回のHP通信では、比較とポイントについてまとめました。

表①

従来の雇用調整助成金の要件と 新型コロナウイルス感染症の影響 による特例措置の要件の比較

雇用調整助成金とは…

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度。

※緊急対応期間に休業又は教育訓練を実施した場合の助成率や教育訓練の加算額が従来に比べ大幅に引き上げられています。

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は、 全国 で以下の特例措置を実施 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)
生産指標要件 3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3(中小)、1/2(大企業)	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める(1月24日～6月30日まで)
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左+上記対象期間
短時間一斉休業のみ 休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	短時間休業の要件を緩和 併せて、休業規模要件を緩和(1/40(中小)、1/30(大企業))
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率 2/3(中小)、1/2(大企業) 加算額 1,200円	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合) 9/10(中小)、3/4(大企業) 加算額 2,400円(中小)、1,800円(大企業)

また、雇用調整助成金に係る雇用調整助成金の申請書類が簡素化されました。計画届及び支給申請に必要な書類は以下の表のように、一部書類の作成不要や記載事項が大幅な削減となりました。各様式については、[厚生労働省のホームページ](#)よりダウンロードできます。



表② 【計画届に必要な書類】(休業の場合)

表③ 【支給申請に必要な書類】(休業の場合)

書類名	簡素化内容(記載事項29事項→21事項(▲8事項))
様式第1号(1) 休業等実施計画(変更)届	・事後提出(申請時に提出)を可能に(～6/30(火)まで)
様式第1号(2) 雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書	・確認書類は「売上」が分かる 既存書類のコピー で可 (売上簿、営業収入簿、会計システムの帳票などで可)
様式第1号(3) 休業・教育訓練計画一覧表	・作成不要(様式第5号(3)として提出可)
様式1号(4) 雇用調整実施事業所の雇用指標の状況に関する申出書	・作成不要
確認書類① 休業協定書・教育訓練協定書	・労働者代表選任届に添付を求めていた 個別の委任状 を不要に
確認書類② 事業所の状況に関する書類	・ 既存 の労働者及び役員 名簿のみ で可 ・中小企業の人数要件を満たせば、 資本額を示す書類 は不要に

書類名	簡素化内容(記載事項44事項→17事項(▲27事項))
様式第5号(1) 支給申請書	・自動計算機能付き様式とし、 記載事項を大幅に削減 ・事業所の所在地等の記載は省略可
様式第5号(2) 助成額算定書	・自動計算機能付き様式とし、 記載事項を大幅に削減 ・ 残業相殺の停止 により、 残業時間の記載不要
様式第5号(3) 休業・教育訓練計画一覧表及び所定外労働時間等の実施状況に関する申出書	・ 日付毎の記載は不要 とし、 日数合計のみ で可 ・ 残業相殺の停止 により、 残業時間の記載不要
共通要領様式1号 支給要件確認申立書	・「はい」「いいえ」を 簡易に回答可能な様式に変更
確認書類① 労働保険料に関する書類	・添付不要
確認書類② 労働・休日及び休業・教育訓練の実績に関する書類	・出勤簿、タイムカード以外にも、 手書きのシフト表 などでも可 ・給与台帳以外にも、 給与明細の写し などでも可

※既に休業を実施し休業手当を支給している場合でも、令和2年6月30日まで、事後に計画届を提出することが可能になりました。

雇用調整助成金の従来の手続きは多くの書類や記載事項が必要でしたが、今回の新型コロナウイルス感染症に係る特例措置では大幅に簡素化されていますので、対象となる会社はぜひご活用頂きたいと思っております。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。